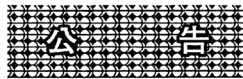


道路管理課

**公告**

県営小渋川地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第6項において準用する同法第87条の2第8項の規定により、同法第88条第4項の規定による飯田市長、松川町長、喬木村長及び豊丘村長との協議の前に、次のとおり縦覧に供します。

なお、同法第88条第6項において準用する同法第87条の2第9項の規定により、この変更計画の概要に意見のある者は、知事に対し意見書を提出できます。

令和7年11月10日

長野県知事 阿部 守一

1 縦覧に供する書類

県営小渋川地区土地改良事業変更計画概要書の写し

2 縦覧の期間

令和7年11月11日から令和7年12月1日まで

3 縦覧の場所

長野県農政部農地整備課ウェブサイト

4 意見書の提出方法

縦覧期間満了までに、長野県南信州地域振興局農地整備課あて書面で提出してください。

農地整備課

公告

県営川田長原地区土地改良事業計画を変更したいので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第88条第1項の規定により次に掲げる事項を公告します。

なお、変更後の県営川田長原地区土地改良事業の施行に係る地域内にある農用地の所有者でその農用地について耕作若しくは養畜の業務を営んでいない者又はその地域内の農用地以外の土地を所有権以外の権原に基づいて使用及び収益している者で、その農用地又は土地について変更後の県営川田長原地区土地改良事業に参加しようとする者は、同法第3条の規定により令和7年11月25日までに長野市農業委員会に申し出てください。

令和7年11月10日

長野県知事 阿部 守一

1 県営川田長原地区土地改良事業変更計画の概要

2 受益地の転用に関する特別徴収金

この土地改良事業の施行に係る地域内の農用地が、この事業の工事の完了の日の属する年度の翌年度（その年度が到来する前の年度を知事が指定した場合にあっては、当該指定に係る年度）から起算して8年を経過しない間に農用地以外に転用される場合には、長野県営土地改良事業分担金等徴収条例の規定に基づき、当該転用農用地について特別徴収金を徴収されることがある。

農地整備課

公告

次のとおり落札者を決定しました。

令和7年11月10日

長野県教育委員会教育長 武田 育夫

1 落札に係る物品等の名称及び数量

高等学校普通科パーソナルコンピュータ及び周辺機器 一式

- 2 契約に関する事務を担当する課の名称及び所在地
- (1) 名 称

長野県教育委員会事務局教育政策課
- (2) 所在地

長野市大字南長野字幅下692－2
- 3 落札者を決定した日
- 令和7年10月7日
- 4 落札者の名称及び所在地
- (1) 名 称

FLCS株式会社長野営業所
- (2) 所在地

長野市大字鶴賀緑町1415
- 5 落札金額
- 1月当たりの賃借額 1,556,500円
- 6 契約の相手方を決定した手続
- 一般競争入札
- 7 入札公告を行った日
- 令和7年8月25日

教育政策課